



■ いじめ事案について

このたび、本校の大切な生徒が、学校生活や人間関係の問題からいじめを受け、心が深く傷ついたまま長期間にわたって学校への登校ができなくなり、新天地を求めて転校の決断をされるという事案がありました。

学校といたしましては、学年部をはじめ部活動や生徒指導担当職員などが協力して、当該生徒の心のケアを第一に、関係生徒及び全生徒に対して人との信頼関係構築のあり方などを中心とする生徒指導に取り組んでまいりましたが、結果として、当該生徒及びご両親の心に寄り添った対応としては不十分であったとの認識に立ち、これまでの取組を深く反省しております。

■いじめ防止等のための対策に関する基本方針

本校では、いじめを「本校生徒に対して、当該生徒以外の本校・他校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しております。そして、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情や生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断することや、軽度のトラブルで早急に解決できた場合でも、いじめに該当するものとして、組織で共有することを確認しております。

また、対策の基本理念には、「いじめは人権侵害・犯罪行為であり、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、問題を教職員が抱え込まず、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む」ことなどを確認して取り組んできたところであります。

■ 今後の対応について

このたびの結果は、本校の基本理念に基づく対応が必ずしも適切かつ十分なものではなかったものと反省しております。

今後は、この基本理念に沿って適切な対応が進められるよう関係機関の指導を仰ぎながら、本校の「いじめ防止等のための対策に関する基本方針」を見直すとともに、全教職員一人一人が適切に対応できるよう研修を進めるなどして再発防止に努め、生徒、保護者、地域の皆様の信頼構築に鋭意取り組んでまいります。

■ 取組の構図（概略）



